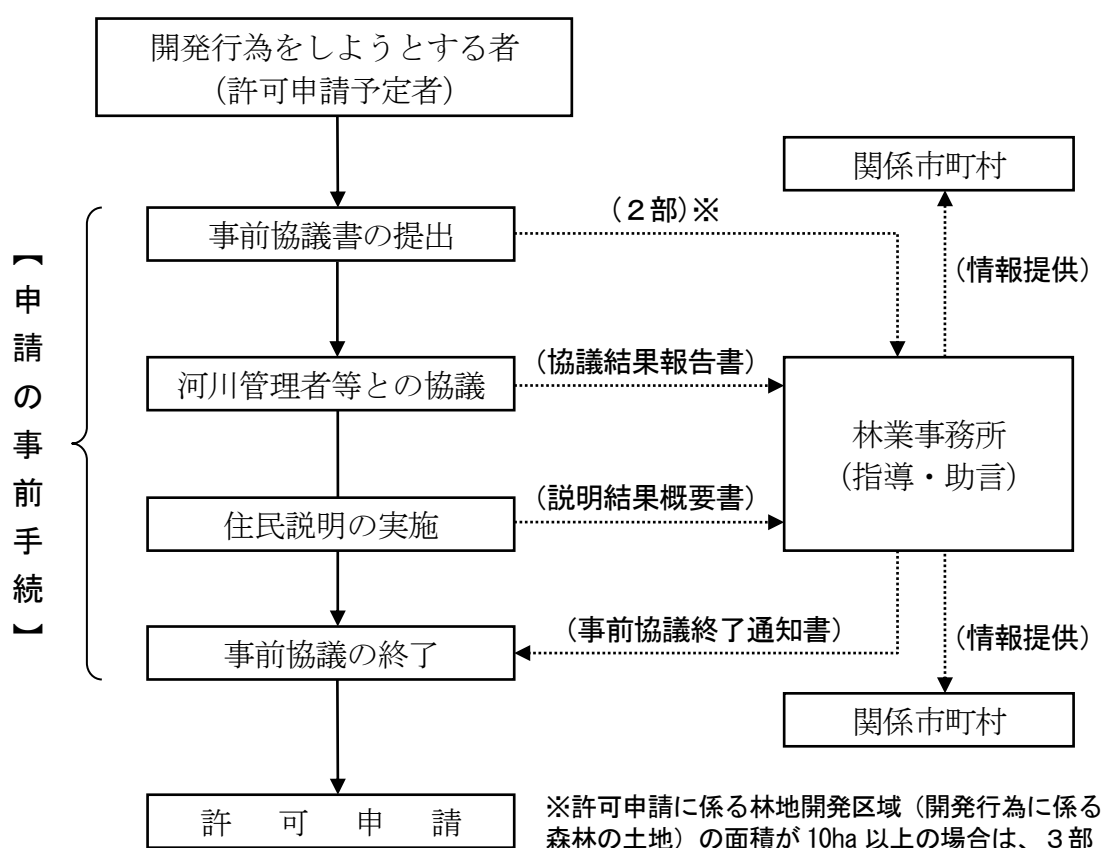


Ⅱ 申請の事前手続（事前協議及び住民説明等）

許可申請手続きを円滑に進めるため、林地開発行為の許可を受けようとする者（以下「許可申請予定者」という。）は、許可申請を行う前に、県と事前協議を行うとともに、地域住民等に対して予定している林地開発行為について情報の提供や説明を行ってください。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為及び宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）第3条に規定する事業については、申請の事前手続は不要です。

1 事前手続のながれ



2 事前協議書の提出（行政指導指針第3条）

許可申請予定者は、予定している林地開発行為に係る森林の区域を所管区域とする林業事務所（支所）に、以下の書類等を提出してください。

（1）提出する書類等

- ア 林地開発行為事前協議書（行政指導指針別記第1号様式）
- イ 位置図
- ウ 区域図
- エ 事業計画概要説明書（行政指導指針別記第2号様式）
- オ 土地利用計画平面図
- カ 切土盛土計画平面図

- キ 計画縦横断図
- ク 土量計算書
- ケ 建築物その他の構造物の概要図
- コ 地番一覧表（行政指導指針別記第3号様式）
- サ 公図集合図
- シ その他林業事務所長が必要と認める書類及び図面

（2）書類等の提出先

林地開発行為をしようとする区域（以下「予定区域」という。）を所管区域とする林業事務所（支所）に書類を提出してください。ただし、予定区域が二以上の林業事務所（支所）の所管区域にわたる場合には、予定区域のうち最も広い区域を所管区域とする林業事務所（支所）に提出してください。

（3）書類等の提出部数

- ア 正本1部（林業事務所（支所））、副本1部（市町村）
- イ 予定区域が二以上の市町村又は林業事務所（支所）の所管区域にわたる場合には、アの副本の部数に含まれない市町村又は林業事務所（支所）の数を加えた部数
- ウ 予定区域の面積（林地開発区域の面積）が10ヘクタール以上の場合には、ア及びイの副本の部数に1部（森林課分）を加えた部数

（4）指導又は助言

林業事務所は、事前協議書を提出した許可申請予定者に対し、行おうとする林地開発行為についての地域住民等への周知、法第10条の2第2項各号（許可の要件）の適用、林地開発許可申請に当たり必要な図書の作成方法など林地開発行為の適正な施行を確保するために必要な指導又は助言を行います。

3 事前協議書の提出後の手続

（1）河川管理者等との協議（行政指導指針第4条）

許可申請予定者は、雨水排水について開発区域から区域外に放流を予定している場合は、放流先の河川管理者等と協議を行い、放流の可否や条件等について明らかにしておいてください。

また、調節池の洪水調節容量は、50年確率で想定される雨量強度で計画する必要があるか協議し、その結果についても明らかにしておいてください。

なお、相談等した際に指示のあった事項とその指示事項についての対応方針については、「河川管理者等との協議結果報告書（行政指導指針別記第4-1号様式）」に取りまとめ、林業事務所（支所）に提出してください。

（2）地域住民等への説明（行政指導指針第5条）

地域住民等への説明については、原則として住民説明会を開催して、以下の①及び②に従い行おうとする林地開発行為について説明を行うとともに、地域住民等の意見や要望を収集してください。

住民説明会を開催するに当たっては、地域住民等が参加しやすい日時・場所を設定し、住民説明会の開催予定日の2週間前までに、自治会の広報又は回覧、個別の通知又は連絡、許可申請予定者のホームページへの掲載その他の方法により十分に周知してください。

① 説明の対象者（地域住民等）

- ア 事業区域内の土地の所有者
- イ 事業区域に係る地域の住民又は自治会
- ウ 林地開発行為により直接影響を受けるその他の関係者

② 説明及び意見・要望等を収集する事項

- ア 林地開発区域、土地の利用計画その他の基本的事項
- イ 林地開発行為に係る防災計画及び植栽計画
- ウ 条例第3条及び第4条に規定する事業者及び土地所有者の責務

③ 林地開発行為の説明会に代えることができる場合

- ア 林地開発行為に係る他の法令又は条例等（これを所掌する行政機関による行政指導を含む。）で、上記①の者を対象として説明会を開催する場合で、上記②の内容について情報の収集及び説明を行う場合
- イ 許可申請予定者の責めに帰することができない理由により、住民説明会を開催することができない場合で、上記①の者に対して上記②の事項に関する説明資料の提供などを行う場合

住民説明会の開催後、地域住民等から出された質問や要望に対する見解や対処方法など、住民説明会の開催結果について「地域住民等への説明結果概要書（行政指導指針別記第4-2号）」に取りまとめ、林業事務所（支所）に提出するとともに、同概要書を説明会の対象となった地域住民等の代表者等に送付するなどして、地域住民等に周知してください。

4 事前協議の終了（行政指導指針第6条、第7条）

前記3の事前協議書の提出後の手続が終了した場合、林業事務所長は事前協議書を提出した許可申請予定者に対し、林地開発行為事前協議終了通知書によりその旨を通知します。

なお、事前協議書の提出後、1年を経過しても当該協議が終了していない場合（定められた住民説明が行われていない、又は河川管理者等との協議が終了していない等）には、提出された事前協議書は、取り下げられたものと見なされます。（見なし取り下げ）

ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条若しくは千葉県環境影響評価条例（平成10年条例第26号）第2条に規定する対象事業に該当するとき、又は千葉県自然環境保全条例（昭和48年条例第1号）第13条に規定する調査に該当するときは、見なし取り下げの適用は行われません。

5 再度の手續（行政指導指針第8条）

次の場合には、事前協議及び地域住民等への説明を再度行う必要があります。

ア 林地開発行為の目的の変更をした場合

イ 申請の事前手続中（事前協議及び住民説明）又は、事前手続が終了しても林地開発許可申請を行う前に、許可申請予定者に変更があった場合

ウ 林地開発行為事前協議終了通知を受けた日から起算して2年を経過する日までに、当該通知に係る林地開発行為の許可を申請しなかった場合

エ 既に林地開発許可を受けた区域を変更しようとするもので、新たに増加する森林に係る面積が、1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール）を超え、かつ、変更前の同面積の10分の2を超える場合

6 事前協議に必要な図書

（1）図面の明示事項等

事前協議に必要な図面及び計算書の作成方法については、本手引中の「Ⅲ 第2許可申請（連絡調整）に必要な図書」の該当する図面及び計算書の明示事項及び留意事項を参照してください。

- ・位置図（P 3 5 参照）
- ・区域図（P 3 5 参照）
- ・土地利用計画平面図（P 4 3 参照）
- ・切土盛土計画平面図（P 4 8 参照）
- ・計画縦横断図（P 4 8 参照）
- ・土量計算書（P 4 8 参照）
- ・建築物その他の構造物の概要図（P 8 8 参照）
- ・公図集合図（P 9 1 参照）

(2) 書類の様式

別記第1号様式（行政指導指針第3条第1項）

林地開発行為事前協議書

年 月 日

林業事務所長 様

事業者 住所 〔法人にあつては、名称〕
氏名 及び代表者の氏名 ㊞

次のとおり林地開発行為をしたいので、千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針第3条第1項の規定により協議します。

林地開発行為に係る 森林の所在場所	郡・市 町・村 字 番 ほか 筆		
林地開発区域の面積	ha		
林地開発行為の目的			
林地開発行為の 着手予定年月日	年 月 日		
林地開発行為の 完了予定年月日	年 月 日		
住民説明会の 開催計画	開催予定年月日	年 月 日	
	開催予定場所		
備考			

注：記載方法は、「Ⅲ 第2許可申請（連絡調整）に必要な図書」の「林地開発許可申請書」（第2号様式）を参照すること。

また、林地開発変更許可申請に伴う再度の手続きの場合は、変更する事項について変更前と変更後の2段書きとし、上段に変更後を朱書きすること。

事業計画概要説明書

事業の目的				
事業区域等の面積	面積	事業区域	C	ha
		事業区域内の森林	A	ha
		林地開発区域	A 3 + A 4 + A 5	ha
事業区域内の森林の内容	面積	残置森林	A 1 + A 2	ha
			A 1	ha
		造成森林	A 3	ha
		造成緑地	A 4	ha
	残置森林率 . % 森林率 . %			
事業区域の地形及び森林の現況	地況	標 高 : m ~ m 平均傾斜度 : 度 地形の特徴 :		
	林況	立 木 地 : ha (%) 無立木地等 : ha (%) 合 計 ha (%) うち15年生以下の若齢林 ha (%)	特記すべき森林の内容	
周辺地域の状況	地下水使用住宅 : 戸 (隣接距離 m) 取水施設名 : (隣接距離 m) 水源依存農地 : ha (隣接距離 m) 雨水排水に係る下流の河川名・水路施設 その他			

事業区域内の 用地買収の 見込み			筆 数	面 積
	自 己 所 有		筆	ha
	賃 借 権 等		筆	ha
	そ の 他		筆	ha
	合 計		筆	ha
林地開発行為 により影響 を受ける者 の同意等	著しく林地開発行為の影響を受ける者（水利組合、土地改良区等）の名称 及びその代表者の同意又はその者との協議状況			
工 事 施 工 予 定 者	住 所 氏名（名称）	（電話番号）		
	（代表者氏名）			
他法令等の 許認可の状況				
の り 面 の こ う 配 等	切土： ° ' （ 1 : ） 最大切土高： m			
	盛土： ° ' （ 1 : ） 最大盛土高： m			
小 段 の 設 置	切土：直高 m以内ごとに幅 mの小段を設置			
	盛土：直高 m以内ごとに幅 mの小段を設置			
土 工 量	1 切土量： m ³ 盛土量： m ³ （残土量： m ³ 残土処理法： ） 2 土量計算の方法			

雨水処理の方法	1 調節池方式 設置箇所数： 箇所 調節容量： m^3 堆砂量： m^3 放流先： 2 浸透池方式 設置箇所数： 箇所（沈殿池： 箇所） 貯留容量： m^3
事業区域内に計画する森林等の内容	1 造成森林の計画内容 植栽時樹高： m 植栽密度： 本/ha 樹種： 植栽方法： 2 造成緑地の計画内容 法面緑化の方法：
残置森林等の保全管理	協定等 ・ 残置森林等の保全管理計画書

注：記載方法は、「Ⅲ 第2許可申請（連絡調整）に必要な図書」の「事業計画概要説明書」を参照すること。

また、林地開発変更許可申請に伴う再度の手続きの場合は、変更する事項について変更前と変更後の2段書きとし、上段に変更後を朱書きすること。

地 番 一 覧 表

No.

[illegible]

注

- 1 事業区域内のすべての土地について、大字単位で地番の小さい順に記載すること。
- 2 地積は、公簿面積とすること。

河 川 管 理 者 等 と の 協 議 結 果 報 告 書

年 月 日

林業事務所長 様

事業者 住所 氏名 { 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 } 印

千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針第4条第2項の規定により報告します。

林地開発行為に係る 森 林 の 所 在 場 所		
林地開発行為の目的		
協 議 し た 機 関	住 所	
	氏名（名称）	
	代 表 者	
	連 絡 先	
協 議 期 間		
協 議 結 果		

注

- 1 個人が報告する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 協議結果には協議した機関からの指示事項及び当該指示事項についての対応方針等
できる限り具体的に記載すること。
- 3 複数の関係機関と協議した場合は、当該関係機関ごとに協議期間及び協議結果につい
て記載すること。

地 域 住 民 等 へ の 説 明 結 果 概 要 書

年 月 日

林業事務所長 様

事業者 住所 氏名 $\left(\begin{array}{l} \text{法人にあつては、名称} \\ \text{及び代表者の氏名} \end{array} \right)$ 印

年 月 日付けの林地開発行為事前協議に係る説明を行ったところ、その概要は、次のとおりでしたので、千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針第5条第5項の規定により提出します。

- 1 説明の方法、範囲及び実施年月日
- 2 説明事項（説明資料の写しを添付すること。）
- 3 地域住民等の意見又は要望等
- 4 上記3の意見又は要望等に対する見解及び対応方針
- 5 本書（写し）の地域住民等への提出年月日
- 6 その他特記事項

注 個人が提出する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。